苅田町障がい者施設等整備事業者選考委員会設置要綱

制定　令和８年９月８日

（目的）

第１条　この要綱は、第７期苅田町障がい者福祉計画及び第３期苅田町障がい児福祉計画に基づいて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第５条に規定する障害福祉サービス事業所及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の２の２に規定する障害児通所支援事業を実施する施設を整備運営しようとする事業者のうちから整備運営させるべき事業者を選考することを目的とする。

（選考委員会の設置）

第２条　事業者の選考を適正に行うため、苅田町障がい者施設等整備事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（組織）

第３条　選考委員会は、委員７名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1)　副町長

(2)　福祉課長

(3)　苅田町障害者施策推進協議会設置条例（平成８年３月 29 日条例第８号）第２条に規定する苅田町障害者施策推進協議会の委員のうち５名以内

（任期）

第４条　委員の任期は，任命の日に始まり前条第２項各号に掲げる職にある間とする。

２　委員は，再任されることができる。

（委員長）

第５条　選考委員会の委員長は、副町長をもって充てる。

２　委員長は、会務を総理する。

３　選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

４　委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（所掌事務）

第６条　選考委員会は、次の事項を所掌する。

(1)　提案内容の審査に関する事項

(2)　事業者の順位に関する事項

(3)　その他の事業者選考に関して必要な事項

（選考方法）

第７条　選考委員会は、過半数の委員の出席がなければ、これを開き、決定することができない。

２　事業者の選考は、別に定める評価基準に基づき行うものとし、選考委員の評点の合計点が最も高い提案をした者から順に、順位を付ける。

3　前項の規定による選考委員の評点数が同数の場合は、選考委員の多数決により決定する。

（庶務）

第８条　選考委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（守秘義務）

第９条　選考委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第 10 条　この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和８年９月８日から施行する。